

令和6年度 入間市インターンシップ受入 実施要領

- 1 趣 旨 学生に市役所での就業体験の機会を提供することで、学生の市政に対する理解を促進し、将来の就業への意識を高めることを目的に、インターンシップを実施する。
- 2 対 象 就職先として入間市役所に関心のある4年制大学の3年生、3年制の短期大学の2年生または2年制の短期大学や専門学校の1年生
受け入れる対象は、本市とインターンシップに関する覚書を締結できる大学、短期大学及び専門学校(以下、大学とする)の学生とする
- 3 人 数 10名程度
- 4 実施期間 令和6年8月22日(木)から8月28日(水)の土日を除く5日間
(8月22日(木)、23日(金)、26日(月)、27日(火)、28日(水))
- 5 実習場所 入間市役所総務部人事課及び各配属先
- 6 実習概要 主な実習内容
(1)オリエンテーション
(2)実務実習(各配属先における事務の補助業務)
(3)市長へのプチ政策プレゼンテーション
(4)市内施設見学
(5)先輩職員との意見交換
(6)振り返り

実習責任者(課長職) 実習における全般的指導、出欠確認及び
インターンシップ日誌の実習評価表の記入
実習指導者(リーダー等) 実習における個別的指導及びインターンシップ
日誌の指導者の所見記入と検印
- 7 実習時間 午前8時30分～午後5時15分
- 8 服務規律 地方公務員法第32条、第33条、第34条、第35条および入間市職員
服務規程を準用する。

- 9 実習中の身分 実習生には職員の身分は付与しないものとし、給料、報酬、手当等は支給しない。
- 10 実習中の事故 大学又は実習生本人は災害補償保険等に加入し、実習期間において本人に災害が生じた場合、又は実習先と往復途上の災害に対して、入間市は一切の責任を負わないこととする。
- 11 賠償責任 大学又は実習生本人は賠償責任保険等に加入し、実習期間において入間市及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。市は一切の責任を負わないこととする。
- 12 服装等 公務職場にふさわしい服装とし、名札を見えやすい位置につけることとする。
- 13 実習の中止 市は、実習生が下記の規定に違反した場合及び市の業務に支障を来すと認められた場合には、直ちにその研修を中止する。その場合は実習生及び大学にその旨を通知する。
(1) 実習生は、法令を遵守するとともに、職員の監督指示に従うこと。
(2) 実習生は、市の信用を傷つけ、信用を失墜するような行為をしてはならない。
(3) 実習生は、実習期間中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- 14 実習事務局 入間市役所 総務部人事課 人事担当(研修関係)